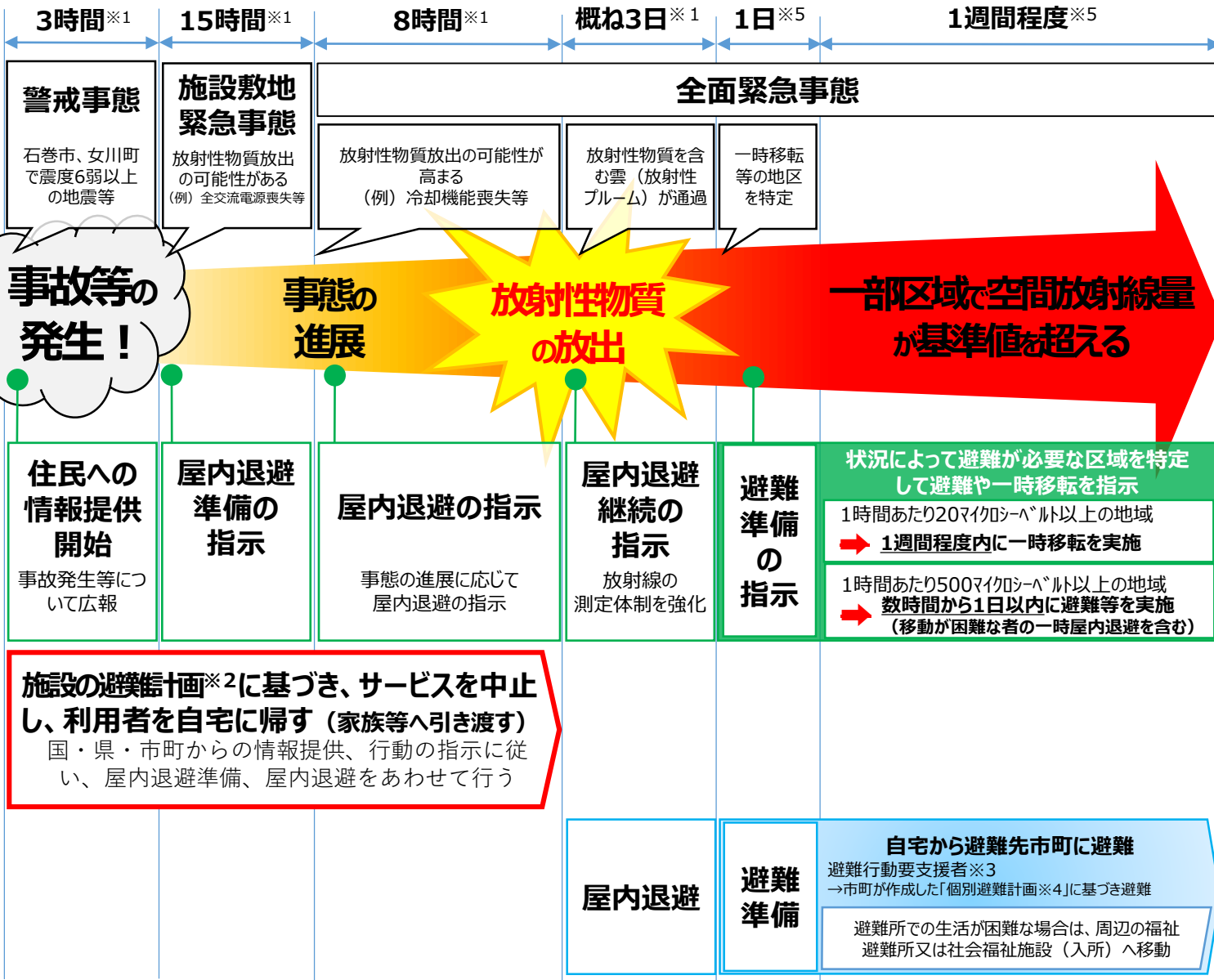
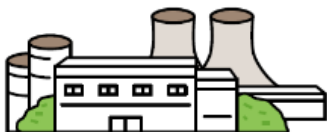


UPZ内における社会福祉施設（通所）の避難に係る原則的な考え方

注：記載の時間等はあくまで想定です、事故等の状況により変動します。

原子力発電所の
状況



- ※1 警戒事態：3時間、施設敷地緊急事態：15時間、全面緊急事態（放出前）：8時間、全面緊急事態（放出後）：概ね3日間

令和3年度原子力防災訓練（令和4年2月10日～12日実施）における想定時間です。

本訓練では、宮城県沖にて地震発生後（女川町、石巻市において震度6弱を検知）、定格熱出力運転中の東北電力株式会社女川原子力発電所2号機において原子炉が自動停止し、外部電源の喪失、機器故障によって原子炉注水機能が喪失した後に全面緊急事態に至る。その後、炉心が損傷し、放射性物質が放出され、特定の地点において一時移転が必要な空間放射線量率の上昇が認められた状態になったと想定しています。

※2 施設の避難計画

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕に基づき、医療機関、社会福祉施設の管理者は、原子力災害時における避難所、避難経路等についての避難計画を作成するものとされています。

宮城県が作成している原子力災害避難計画作成例を参考に各施設で作成してください。

（作成例掲載アドレス：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/sakuseirei.html>）

※3 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（災害対策基本法 第四十九条の十）です。

※4 個別避難計画

避難行動要支援者一人一人への避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、避難支援者、避難場所、避難方法等を避難行動要支援者ごとに具体的に作成するものです。

（参考：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針（内閣府令和3年5月改定） 第Ⅲ部個別避難計画）

※5 全面緊急事態（放出後）：1日、1週間程度

原子力災害対策指針で示された、防護措置の実施を判断する基準を超過する地区を特定するまでに1日間、特定された地区が一時移転を実施する期間として1週間程度を想定しています。